

130.01

電子情報処理組織による特定手続

1. 電子情報処理組織による特定手続

手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であって、特例法施行規則で定めるもの（特定手続）については、同規則で定める方法により電子情報処理組織を使用して行うことができる（特例法3条1項、特例施規10条）。

2. 電子情報処理組織による特定手続の到達時点

電子情報処理組織を使用して行われた特定手続については、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時点をもって特許庁に到達したものとみなされる（特例法3条2項）。

（説明）

電子情報処理組織による手続の場合、送信された情報が全て特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録されるまでにある程度の時間（通信に要する時間は、手続の日時の認定上問題とならないような極めて短い時間である。）を要するので、到達時点について疑義が生じることのないように法律上明確にされている。

3. 電子情報処理組織による特定手続の法令適用上のみなし

電子情報処理組織を使用して行われた特定手続については、原則として手続は書面の提出により行うものとして規定している特許等関係法令を適用する場合に、当該特定手続は書面の提出により行われたものとみなされる（特例法3条3項）。

4. 同時の特例

（1）特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続で電子情報処理組織を使用して行うときは、当該二の手続については連続して入力する（特例施規14条1項）。

（2）特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続のうち一の手続は電子情報処理組織を使用して行い、他の手続は書面の提出により行うときは、当該二の手続を同日に行う（特例施規14条2項）。

（説明）

特例法施行規則第14条第1項の規定は、同時にしなければならない二の特定手続（例えば、特許出願の拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判請求と同時の明細書等の補正）を電子情報処理組織を使用して行う場合、当該二の特定手続のうち一の手続の特許庁への到達から他の手続の到達までにある程度の時間を要することから、特許等関係法令における同時に手続を行うことができないため、また、同条第2項の規定は、同時にしなければならない二の手続が特定手続と電子情報処理組織を使用することができない手続の場合

であって、特定手続を電子情報処理組織を使用して行うときは、他の一の手続は特許等関係法令における同時に手続を行うことができないため、それらの場合における「同時に」手続を行う方法を法令上明確にしたものである。

(新規令和8・4)